

## 特記仕様書（耐震診断）

1. 業務名：下水道総合地震対策耐震診断業務委託（その7）

2. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「下水道管渠耐震診断調査等業務委託一般仕様書」の第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

3. 業務の対象

- (1) 委託対象施設
  - 管きよ 11526.69 m
  - 特殊人孔 3基
  - 人孔浮上 111基
- (2) 位 置 別添位置図のとおり
- (3) 設計条件項目 設計条件項目表による。

設 計 条 件 項 目 表

| 項 目       | 設 計 条 件                          |                             |
|-----------|----------------------------------|-----------------------------|
| 業 務 期 間   | 契約日 ～ 令和 8年 3月19日                |                             |
| 業 務 場 所   | 狭山市笹井外地内                         |                             |
| 報 告 書 作 成 | ① 無                              |                             |
| 設 計 協 議   | 中間打合せ 3 回                        |                             |
| 詳細診断      | 延 長                              | (別紙、数量計算書のとおり)              |
|           | 調 査 対 象 管 路                      | 雨水・汚水共、合流のみ、汚水のみ、雨水のみ       |
|           | 管 路 電 子 化 情 報                    | ① 無                         |
|           | 特 殊 構 造 物                        | ① 無                         |
|           | 耐 震 計 算                          | ① 無<br>レベル1地震動 , レベル1及び2地震動 |
|           | 耐 震 診 断 密 度                      | 標準、標準以外 ( )                 |
|           | 調 査 対 象 管 路 の 布 設<br>工 法 及 び 管 路 | (別紙、数量計算書のとおり)              |

注1. 管渠電子化情報は、下水道台帳等の図面情報のCADデータ又は関連する属性デー

タの貸与が可能な場合を「有」とする。

2. 耐震診断密度は、管路延長1,000m当り 3 断面程度、標準マンホール 3 箇所程度を標準とする。これによりがたい場合は、標準以外として具体的に記入する。
3. 設計条件項目表に記載のない項目について明示が必要な場合は、適宜項目を追加する。

## 特記仕様書（調査）

### 第1条（適用）

この特記仕様書は、令和7年度に狭山市が実施する「下水道総合地震対策計画耐震診断業務委託（その7）」（以下「本業務」という）に適用する。

### 第2条（業務目的及び内容）

本業務は、管きょ内調査用TVカメラおよび潜行目視により管きょ内の状況を調査する作業である。調査項目及び内容は次のとおりである。

#### ○本管内部の状況

- ① 腐食の有無（A、B、C）
- ② たるみの有無（A、B、C）
- ③ 破損の有無（a、b、c）
- ④ クラックの有無（a、b、c）
- ⑤ 継ぎ手ズレ（a、b、c）
- ⑥ 偏平（a、b、c）
- ⑦ 変形（a、b、c）
- ⑧ 浸入水（a、b、c）
- ⑨ 取出管突き出しの有無（a、b、c）
- ⑩ 油脂付着の有無（a、b、c）
- ⑪ 樹木根侵入の有無（a、b、c）
- ⑫ モルタル付着の有無（a、b、c）

注）※1 作業後に蓋が確実に閉められているか必ず確認し作業を終了すること。

※2 雨天時は管内浸入水等の異常が不鮮明となる為、本業務前に施工可否等を担当監督員と協議すること。

### 第3条（関係法規の遵守）

受注者は、本業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

### 第4条（地元住民への対応）

- （1）受注者は本業務の履行に先立って、担当監督員と調整の上、地元住民に本業務の内容を説明し、理解と協力を求め、本業務の円滑な進捗を図るものとする。
- （2）受注者は、本業務に関し、地元住民から要望などがあつたとき、又は交渉を要するときには、速やかに担当監督員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。

### 第5条（現場責任者等）

受注者は、現場責任者を選定するにあたり、業務を総合的に把握し、施工管理及び安全管理を円滑に行える者を選定すること。

## 第6条（業務計画書）

- （1）本業務の実施にあたり、着手前に作業内容、手順、作業方法、安全対策などを記載した業務計画書を提出し、これを遵守し委託の履行に当たらなければならない。
- （2）業務計画書には次の事項について記載すること。
  1. 業務概要
  2. 工程表
  3. 現場組織表
  4. 主要使用機械等
  5. 施工方法
  6. 安全管理計画
  7. 緊急時の体制及び対応
  8. 交通管理及び保安上の措置
  9. その他

## 第7条（業務報告書の作成）

- （1）本業務の調査果について、指定の調査記録表を作成し提出すること。
- （2）記録写真はカラー写真とし、道路地表面については人孔を含む周囲の全景及び異常箇所、人孔部については人孔蓋の表裏面及び人孔内部の全景（流下状況）と異常箇所、管口部については管口の全景（流出入全て）と異常箇所とする。

## 第8条（業務中の安全管理）

- （1）作業にあたって地元住民、通行者などに危険がないよう、十分な安全対策を講じるものとする。
- （2）豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報等により情報を把握し、工事看板の養生等、常にこれに対処できるように準備をしておくものとする。
- （3）ガソリン、電気などの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じるものとする。
- （4）作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、ヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じるものとする。
- （5）人孔内点検作業は酸素欠乏症等の事故を防ぐ為、請負者の責任にて有資格者を配置し、事前に酸素濃度及び硫化水素濃度の測定や送風機等による換気を行うこと。
- （6）作業にあたり墜落防止のため必要な安全対策や手足元の確認を常時講じること。
- （7）作業中は、通行者等に作業中であることを標識等で明示し、作業範囲に第三者が立ち入らないよう作業帯を設置する等、安全管理を徹底すること。
- （8）道路上での作業は道路使用許可証を携帯し、交通誘導員を適切に配置すること。
- （9）受注者は、事故などが発生した場合には、まず被害者の救助に当たるとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、担当監督員及び関係機関に直ちに連絡するものとする。また、事故の原因、経過及び被害の内容などについて、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。

(10) 作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

#### 第9条（疑義）

受注者は、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、担当監督員と協議すること。